

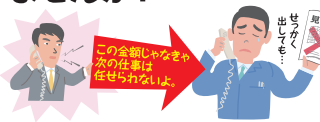
法令違反にご注意 ください!!!

荷主の皆様へ

トラックドライバーの労働環境改善にご理解・ご協力をお願いします。

一方的に低い運賃・料金で運送委託等を行っていませんか?

●運送委託者が運送事業者との十分な協議なしに通常支払われる運賃・料金より著しく低い運賃・料金を不当に定めることは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。



法令違反となるおそれがあります!

労働時間を守れない運送を強要していませんか?

●運送委託者の指示により運送事業者が労働時間のルールを守れなくなった場合には、荷主勧告^(※)の対象となるおそれがあります。



✓ 運賃・料金の設定に際して、運送事業者と十分に協議していますか。

✓ 運送委託者の事情のみで運賃・料金の引き下げ要請をしていますか。

✓ 要注意! チェックポイント

✓ 運転者の労働時間のルールを守れないような運送依頼をしていませんか。

✓ 出発時間を遅らせるなど、運送事業者の法令遵守を阻害していませんか。

●原価を踏まえた見積もりをもとに協議を行い、運賃・料金を設定する。また、定期的に協議の上、運賃・料金を見直す。
●燃料価格上昇など突発的な事態に際しては、随時協議により運賃・料金を見直す。

こんな取引を目指してみませんか?

●運送委託者は運送事業者と十分な協議の上、発着時間や運行ルートを決める。
●至急の運送を依頼する場合は、運送委託者が費用を負担することを前提に有料道路利用等について協議する。

荷主の皆様へご存知ですか? トラックドライバーの労働時間のルールを

●労働時間のルール「改善基準告示」厚生労働大臣が定めた基準です

拘束時間 (始業から終業までの時間)	<ul style="list-style-type: none"> 1 日 原則 13 時間以内 最大 16 時間以内 (15 時間超えは 1 週間 2 回以内) 1 か月 293 時間以内
休息期間 (勤務と次の勤務の間の自由な時間)	<ul style="list-style-type: none"> 継続 8 時間以上
運転時間	<ul style="list-style-type: none"> 2 日平均で、1 日あたり 9 時間以内 2 週間平均で、1 週間あたり 44 時間以内
連続運転時間	<ul style="list-style-type: none"> 4 時間以内

詳しくは厚生労働省の HP (<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/040330-10.html>) をご覧ください。

過労運転への荷主の関与が判明すると 荷主名が公表されます

●荷主勧告制度の概要

違反行為

荷主からの労働時間等のルールを無視した指示・強要
過労運転防止違反
最高速度違反
過積載運行 等

荷主の主体的な関与が認められる場合

荷主勧告
荷主名及び事業の概要を公表

(貨物自動車運送事業法第 64 条)

荷主がトラック事業者に対して、労働時間等のルールが守れなくなる行為を強要すると、荷主勧告の対象となり、荷主名が公表される場合があります。

① 非合理的到着時間の設定

荷物の準備ができていないから、出発時間があと2時間遅れるけど、到着時間はそのまま頼むよ。

休憩なして走り続けても間に合うかどうか...

② 手待ち時間の恒常的な発生

いつも手待ち時間が発生していますので、時間設定や積込場所を変えるなど改善していただけますか。

そんなことを言うのはキミの会社だけだよ。

③ やむを得ない遅延に対するペナルティの設定

すみません! 事故渋滞がひどくて遅くなってしまいました。

理由はどうあれ遅れたから運賃を減額するよ。

④ 積み込み前に貨物量を増やすような急な依頼

重量オーバーになるかもしれないけど、追加でこの荷物も積んで運んでくれる?

この荷物を積んだら出発時間も遅くなるし、過積載になってしまうよ。

過労運転や無理な運行は大きな事故につながります。

